

セルフチェックシート(一般事項)

記入年月日 平成 年 月 日

買受人	記入者氏名
-----	-------

【チェックシート作成方法】				
1. 本チェックシートは、事業着手前及び事業期間中の点検及び聞き取り調査により作成。 2. 各チェック項目の内、対象事業に当てはまる項目について、該当欄に「できているもの=○」、「できていないもの=△」を記入。(事業者) 3. 事業着手前及び事業期間中の点検により、評価欄に「できているもの=○」、「できていないもの=△」を記入。(評定者) 4. 各項目番号の集計欄については、「○」の数を記入。				
項目番号	チェック項目	チェック欄		
		該当	評価	
I	○ 事業着手届等に関する事。 (造材規準書 1-3)			
	1	事業着手日の1ヵ月以上前までに土場の位置・規模等及び集材路の線形、延長等について森林室と打合せを行っている。		
	2	事業着手日の10日前までに、「事業着手届」、「入林者名簿」、労働基準監督署が受理した「立木伐採作業計画書」(写)、林野使用位置図等が提出されている。		
	○ 作業体制等の表示に関する事。 (造材規準書 1-4)			
	3	山警期間中に林野火災特設消火班編成等を表示した作業体制図を作成し、当該作業現場の見やすい場所に掲示している。		
	○ 作業標識板等の設置に関する事。 (造材規準書 4-2)			
	4	造材現場に通じる林道、施業道の入口及び造材現場の見やすい所に作業標識板及び労働安全旗を設置している。		
	計			
	○ 使用人等の管理に関する事。 (造材規準書 1-7)			
	1	使用人(下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等について適正な労働条件が確保されている。		
	2	使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、作業が適正に遂行されるように管理、監督されている。		
II	○ 保険の付保及び事故の補償に関する事。 (造材規準書 1-13)			
	3	雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している。		
	4	下請けを含む雇用労働者に必要な林業退職金共済証紙を購入し、森林室に対し、その掛金収納書(写し)を提出している。		
	計			

項目 番号	チェック項目	チェック欄			
		該当	評価		
III	○ 作業中の安全確保に関すること。(造材規準書1-8)				
	1	森林室の承諾及び施設管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為をしていない。			
	2	気象情報などに注意を払い、豪雨、出水、その他天災に対して常に防災体制を確立している。			
	3	作業現場が隣接している場合は、業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行っている。			
	4	作業箇所を所管する警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保している。			
	5	作業中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を講じている。			
	6	災害発生時において、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させている。			
	○ 官公庁等への手続き等に関すること。(造材規準書 1-12)				
	7	作業期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保っている。			
	8	法令、条例又は契約図書の定めにより、関係官公庁及びその他関係機関に届出等の必要な措置をとっている。			
9	地域住民との間に紛争が生じないように努めており、地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たっている。				
	計				
IV	○ 火災の防止に関すること。(造材規準書 1-9)				
	1	使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止している。			
	2	ガソリン等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理を行っている。			
	○ 環境対策に関すること。(造材規準書 1-11)				
	3	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、造材作業の実施段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めている。			
	4	環境への悪影響が予知され又は発生した場合、及び希少な野生生物を発見した場合は、森林室に報告し、その指示を受けている。			
	計				